

# 基金・共済会のしおり

<2018年度版>

【発行】2018年5月



一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会  
京都社会福祉事業企業年金基金

独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済業務受託法人



社会福祉法人 福利厚生センター 京都事務局 (ソウェルクラブ京都)

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
京都府立総合社会福祉会館 (ハートピア京都) 内  
TEL 075-252-5888 FAX075-252-5881  
HP <http://www.kyousaikai.or.jp>  
Email [info@kyousaikai.or.jp](mailto:info@kyousaikai.or.jp)

## 共済会・基金の目的

共 済 会	共済会は京都府内の民間社会福祉事業所の事業主とその職員で組織され、職員会員（以下、会員）の福祉を増進し社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。	基 金	公的年金の給付と相まって、加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
-------------	---	--------	---

## 事業概要 \*各事業については、3P以降をご覧ください。

\* 複利厚生関連（共済会）のサービスをご利用できない基金加入者様  
「共済会」（福利厚生事業）に加入しておらず、「基金」（退職金事業）のみに加入をしている基金加入者は、以下の表にあります共済会のサービスは、原則、ご利用できません。

基金	退職給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱退一時金</li> <li>・老齢給付金</li> <li>・遺族給付金</li> </ul>
	厚生給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚祝金</li> <li>・出産祝金</li> <li>・傷病見舞金</li> <li>・死亡弔慰金</li> <li>・災害見舞金</li> </ul>
共 済 会	厚生事業利用補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養施設等利用補助</li> <li>・福利厚生事業参加補助</li> <li>・眼鏡購入費補助</li> <li>・長期在会者に記念品贈呈</li> </ul>
	その他の福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ライフサポート倶楽部」の福利厚生サービス</li> <li>・KMC（共済会会員証）等で利用できる各種優待サービスの提供</li> </ul>
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページ等による情報発信</li> </ul>
	業務受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人 福祉医療機構退職共済業務</li> <li>・社会福祉法人 福利厚生センター</li> </ul>

## 会員証 \*会員証の取り扱いについては裏面をご覧ください。

◎下記の会員証をご使用ください。（共済会・倶楽部会員証）

会員証は2種類（共済会・ライフサポート倶楽部）になります。会員証には有効期限が設定されており、毎年度の発行となりますので前年度の会員証は、廃棄してください。

会員の皆様は、以下の「会員証」をご使用ください。

【会員証へ記入してください】

### 〈倶楽部会員証〉

◇裏面にあります氏名・会員番号欄へ、**会員本人**が「**自署**」をしてください。

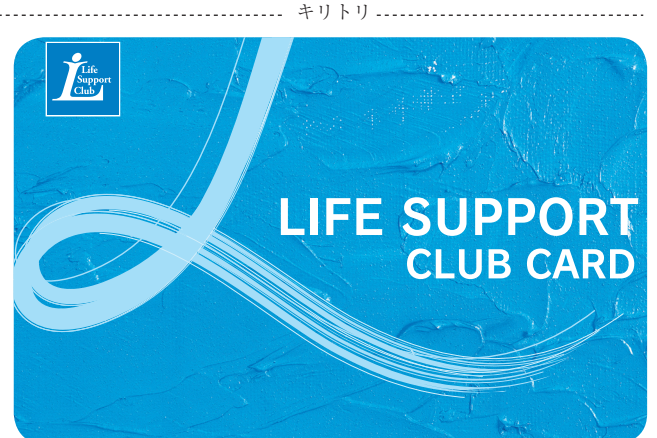
- ①会員氏名（姓・名）を記入  
\*氏名を変更された場合は、各自で修正をしてください
- ②会員番号（全16桁）  
→「0299 L165 0」の次に、共済会の**会員番号（7桁）**を記入



### 〈共済会会員証〉

◇**会員本人**が「**自署**」をしてください。

- ①会員氏名  
→姓・名を記入（フルネーム）  
\*氏名を変更された場合は、各自で修正をしてください
- ②会員番号（7桁）  
→**共済会の会員番号**を記入  
\*番号は、退会まで変わりません。



## ■ 会員証の取り扱いについて

	ライフサポート倶楽部会員証	共済会会員証
使用の前に1 (会員番号)	共済会の会員番号(7桁)の追加記入をしてください。 →共済会の会員番号は、7桁の番号です。 *会員番号は、退会するまで変更いたしません。 →既に印字されている9桁をあわせて、全16桁が会員番号となります。	共済会の会員番号(7桁)を記入してください。
使用の前に2 (氏名)	会員本人が、氏名(フルネーム)を自署してください。	同 左
会員証の有効期限	発行年度の末日(3月末)まで *ただし、次年度分の発行までは延長利用が可能です。	同 左
保存について	紛失しないように、各自で保管してください。 有効期限終了後は、裁断等により廃棄してください	同 左
サービスの申込方法	サービスを申込み時に、 <b>会員番号(16桁)</b> と氏名をお伝えください。 問い合わせ先は、会員証の裏面をご覧ください。	原則、提示が必要です。
サービスを利用する時	現地にて、会員証の提示が必要な場合があります。 *申込時にお問い合わせください。 *共済会に加入をされず基金のみに加入している加入者はご利用いただけません。	同 上
紛失した場合	紛失・破損届けを作成し、再発行を申請してください。	同 左
氏名変更した場合	・インターネットで氏名変更を必ずしてください (会員証は、手書きで修正してください) ・共済会で変更手続をする事も可能です。	各自で修正をしてください。
その他	キリトリ線に沿って切り取ってください。 *両方の会員証は、切り離さないでください。	同 左

ライフサポート倶楽部の詳しいご案内は、 **16P** 以降をご覧ください

キリトリ

京都府民間社会福祉施設職員共済会

▶▶▶▶ URL: <http://www.lifesc.com>

会員番号 0299 L165 0

会 員 名



予約センター(受付時間) \*年末年始休み  
リゾート・トラベル 0120-837-330 平日10時~18時 土日祝10時~17時  
ライフ関連 0120-208-330 全日10時~17時  
季節により、受付時間等が変更になることがあります。  
詳細はHPをご覧ください。

■ご予約は必ず会員本人が行い、会員番号、氏名をお知らせください。  
■本クラブカードは会員本人に限り有効です。なお、他人への譲渡、貸与はできません。  
■紛失の場合は会社または事務局窓口まで、速やかに届けてください。



発行元：一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会

〒604-0874 京都府京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 TEL 075-252-5888  
ハートピア京都内(京都府立総合社会福祉会館) FAX 075-252-5881

① この会員証は、一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会(以下、共済会)の職員会員(以下、会員)であることを証明する会員証です。  
\*京都社会福祉事業企業年金基金の加入者は、同じ会員番号を付与いたします。  
② 会員とその家族等が、共済会の優待制度を受ける場合は、この会員証を提示してください。  
③ この会員証は、他人に貸与又は譲渡することを禁じます。  
④ 会員証の有効期限(いずれかの直近の日となります)  
イ) 会員が共済会を退会する日まで  
ロ) 会員証の表面に記載の有効期限まで  
\*但し、期限終了後、新しい会員証が発行されるまでは、有効期限を延長いたします。  
⑤ 紛失等がある場合は、再交付の申請をしてください。  
⑥ 旧会員証の処分については、各自で裁断等により廃棄をしてください。  
⑦ 個人で利用することにより生じた事故等については、共済会は、その責を負いません。

〈倶楽部会員証〉

- ◇各種サービスの申込・問い合わせ
- ◇会員専用サイトのご案内
- ◇営業時間外も用件を登録すれば、翌営業日に折り返しご回答いたします。

〈共済会会員証〉

- ◇共済会独自の優待契約業者(お店・お宿)のご利用の際には、この会員証が必要です。
- ◇期限満了後、新会員証の発行までは、期限を延長いたします。